

中小企業信用保険法第2条第4項第6号の規定による認定(破綻金融機関)

破綻金融機関と金融取引があつて、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず金融取引に支障をきたし、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達を必要としている中小企業者がこの認定を受けると、信用保証協会の特別保証が受けられます。

ただし、信用保証協会の審査がありますので、必ず保証が受けられるわけではありません。ご了承ください。

1 利用できる融資制度

東京都制度融資 経営支援融資(経営セーフ)ほか

渋谷区制度融資 中小企業事業資金融資

その他、信用保証協会付融資

2 認定基準

次の要件に該当する中小企業者

- (1) 破綻金融機関と金融取引があること。
- (2) 適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず金融取引に支障をきたしていること。
- (3) 破綻金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達を必要としていること。

3 認定を受けるための申請書類

1	直近の決算書、確定申告書 税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のある綴り 1冊(原本)をそのまま御持参ください。	内容確認後 お返しします
2	申請書(法人実印を押印してください)	2通提出
3	登記簿謄本履歴事項全部証明書(法人のみ) 取得後6ヵ月以内のもの	1通提出
4	認定基準に該当する金融取引がわかる書類(コピー) 例:破綻金融機関の融資残高証明書など 一番古い借入日がわかる書類	1通提出

4 申請書の受付

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所 3階 15番 商工観光課

03-3463-1211 内線 2392~3

認定書は、申請書の内容確認後、その場で発行します。

様式第 6

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 6 号の規定による
認定申請書

平成 年 月 日

渋谷区長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

私は、 が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 6 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 に対する借入

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの
に対する借入額 _____ 円

認定番号 _____ 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

渋谷区長 桑原 敏武

(留意事項)

本認定とは別に、金融期間及び信用保証協会による金融上の審査があります。市町村または特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は、信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。